◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

最新判決研究

親子間の土地使用貸借契約に係る駐車場収入の帰属（実質所得課税の原則）

大阪高裁令和４年７月20日判決（令和３年（行コ）第64号）
大阪地裁令和３年４月22日判決（平成31年（行ウ）第51号）

筑波大学名誉教授・弁護士　品川芳宣

一、事実

（1） X（原告、昭和６年５月６日生まれ）は、平成25年頃、H市内で農業に従事し、同市内に多量の不動産を所有し、賃料収入等を得ており、平成16年頃以降、上記不動産のうち、P等土地（1851m^2）及びR土地（823m^2、P等土地と併せて「本件各土地」という。）を造成するなどした上で、駐車場として賃貸して、賃料収入（以下「本件各駐車場収入」という。）を得ていた。Xは、C税理士法人の丁税理士の不動産の節税対策の助言に従い、P等土地につき、長男乙との間で、平成26年１月25日付の使用貸借契約書（以下「P等土地使用貸借契約書」という。）を取り交わし、R土地につき、長女丙との間で、同日付の使用貸借契約書（以下「R土地使用貸借契約書」という。）を取り交わし（以下「本件各使用貸借契約」という。）、同日頃、乙に対しP等土地を引き渡し、また、丙に対しR土地を引き渡した。Xは、平成27年３月９日、平成26年分所得税につき、本件各土地の賃料に係る不動産所得の総収入金額を平成26年１月の１か月分であるとする確定申告書を提出した。

（2） これに対し、H税務署の調査担当者（以下「本件担当者」という。）は、平成27年９月８日以降、Xの平成26年分所得税等につき、税務調査を実施した（以下「本件調査」という。）。また、Xは、平成29年１月24日、平成26年分所得税の確定申告に誤りがあったとする更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をした。これに対し、H税務署長は、平成29年３月23日付で、本件更正請求に対し理由がない旨の通知処分（以下「本件通知」という。）をするとともに、平成26年２月以降の本件各駐車場収入はいずれもXに帰属するものとする更正処分（以下「本件更正」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分等（以下両処分を併せて「本件更正等」という。）をした。Xは、本件更正等を不服として、前審手続を経て、平成31年４月５日、国（被告）に対し、本件更正等の取り消しを求め、本訴を提起した（なお、平成３年３月７日Xが死亡したため、本訴は乙及び丙が承継した。控訴審では、Xを亡甲と称する。）。

二、争点及び当事者の主張

1　争　点

(1) 本件訴えのうち、本件通知の取消請求に係る部分の適法性（争点(1)）
(2) 本件訴えのうち、本件更正のうち更正の請求額（不動産所得の金額1804万円余等）を超えない部分の取消請求に係る部分の適法性（争点(2)）
(3) 平成26年２月以降の本件各駐車場収入がXに帰属するか否か（争点(3)）

2　Xの主張

（1） 通知処分とその後にされた増額更正処分は、基本的に別の処分であり、吸収されたり包摂されたりする関係にはない。したがって、本件通知処分の取消請求と、本件更正処分等の取消請求は、理由

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ